

平成二十三年九月二日受領  
答弁第四二一号

内閣衆質一七七第四二一号

平成二十三年九月二日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員浅野貴博君提出密漁密輸出対策に関する日口関係省庁会議に関する質問に対し、別紙答弁書を  
送付する。

衆議院議員浅野貴博君提出密漁密輸出対策に関する日口関係省庁会議に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

先の答弁書（平成二十三年五月二十四日内閣衆質一七七第一八一号）七から九までについてでお答えした統計による北海道におけるロシア連邦からの輸入量及び先の答弁書（平成二十三年七月二十九日内閣衆質一七七第三四二号）二及び三についてでお答えした統計による韓国におけるロシア連邦からの輸入量は承知しているが、貨物税関申告書のみを積出証明書（外国人漁業の規制に関する法律施行令（昭和四十二年政令第三百二十五号）第一条に規定する書類をいう。）として取り扱うこととしたことと、北海道及び韓国におけるロシア連邦からの輸入量の推移との間に、因果関係があるかどうかは不明であり、御指摘のように「資源保存と逆行した重大な結果が生じている」とは考えていない。